

臨床検査を終了した検体（残余検体）の取り扱いについて

当院 臨床検査科では、質の高い臨床検査結果を正確かつ迅速に提供できるよう日々努めています。その一環として、臨床検査終了後の患者さんの残余検体を、検査の精度管理、測定法の基礎的検討、臨床検査技師の教育や学生実習などに再利用（二次利用）させていただくことがあります。

残余検体の取り扱いについては、日本臨床検査医学会の「臨床検査を終了した既存試料（残余検体）の業務、教育、研究のための使用について—日本臨床検査医学会の見解—」を遵守致します。また研究に使用する場合は、病院内の「医倫理委員会」の規程に従います。

なにとぞ皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●対象となる検体

当院にて臨床検査が実施された後、廃棄予定となった残余検体（血液、尿、体腔液、組織など）

●方法

検体は、匿名化または必要に応じてプール化された状態で使用致します。

●倫理的配慮について

臨床検査後の廃棄予定の残余検体を使用するため、患者さんの生命や健康に直接影響を及ぼすことはありません。結果を学会や学術論文として発表させていただく場合もありますが、個人が特定される情報は一切含みません。

●利用承諾について

残余検体使用のご承諾の可否が、診療内容に影響することはなく、診療上の不利益を受けることも一切ございません。もしご承諾いただけないようであればその旨採血時にお申し出いただくか、お手数ですが下記までお知らせください。なお、お申し出やご連絡がない場合はご承諾いただいたものとして、判断をさせていただきます。

お問い合わせ先

長野市民病院 臨床検査科 科長

〒381-8551 長野市大字富竹 1333-1

TEL: 026-295-1199（内線 4322）